

第3章 鶴川東地区の新たな学校づくりに関する取組

- 1 施設整備
- 2 通学関連
- 3 学校統合における児童への配慮
- 4 学校運営協議会と地域学校協働活動
- 5 保護者と教職員による組織（PTA）
- 6 歴史の継承
- 7 校歌・校章

1 施設整備

担当：学校教育部施設課

鶴川東地区の新たな小学校の施設整備は、「町田市立学校施設機能別整備方針」（以下、「整備方針」という。）等の上位計画や、新たな小学校の施設整備を具体的に進めていくために策定する建設計画に基づいて進めます。



(1) 施設整備コンセプト

鶴川東地区の新たな小学校は、整備方針に掲げる「町田市立学校施設整備の基本理念」や、検討会における議論の結果を踏まえた6項目の「施設整備コンセプト」に基づいて施設を整備します。

なお、施設整備コンセプトの項目1、2、3は「町田市立学校施設整備の基本理念」、4、6は検討会における議論の結果、5は町田市が宣言している「ゼロカーボンシティまちだ」などの方針を踏まえ、決定しました。

図3-1-1 施設整備コンセプト

1 教育環境・生活環境づくり <ul style="list-style-type: none">○多様な学習形態に対応し、主体的、協働的な学びを支える学習空間の形成○健やかな生活、交流を支え、一人ひとりが安心して過ごせる施設	2 放課後活動の拠点づくり <ul style="list-style-type: none">○様々な活動に対応するとともに、適切な管理区画による安心して活動できる施設○放課後活動の利用者が移動しやすい動線と安全で利用しやすい施設
3 市民生活の拠点づくり <ul style="list-style-type: none">○地域と学校の連携、協働を支え、新たな地域拠点となる施設○適切な開放区画や開放諸室の集約による地域利用を活性化する施設	4 安全安心な施設づくり <ul style="list-style-type: none">○日常の安全、防犯対策を行うとともに、誰にでも優しく使いやすい施設○災害に強く、避難施設機能が充実した施設
5 環境負荷低減に寄与する施設づくり <ul style="list-style-type: none">○「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けた省エネ化と再生可能エネルギーの活用により、環境負荷を低減する施設○日常生活を通して環境について考えるきっかけとなる施設	6 地域性を活かした学校づくり <ul style="list-style-type: none">○地域に親しまれ、愛着を育む学校○緑豊かな自然や地形を活かした学校

(2) 建設計画の策定及び基本計画との関係

建設計画は、図3-1-2で示すとおり「施設整備コンセプト」を基本計画と共有し策定しています。また、建設計画の構成及び記載内容は表3-1-1のとおりです。

図3-1-2 基本計画と建設計画の関係

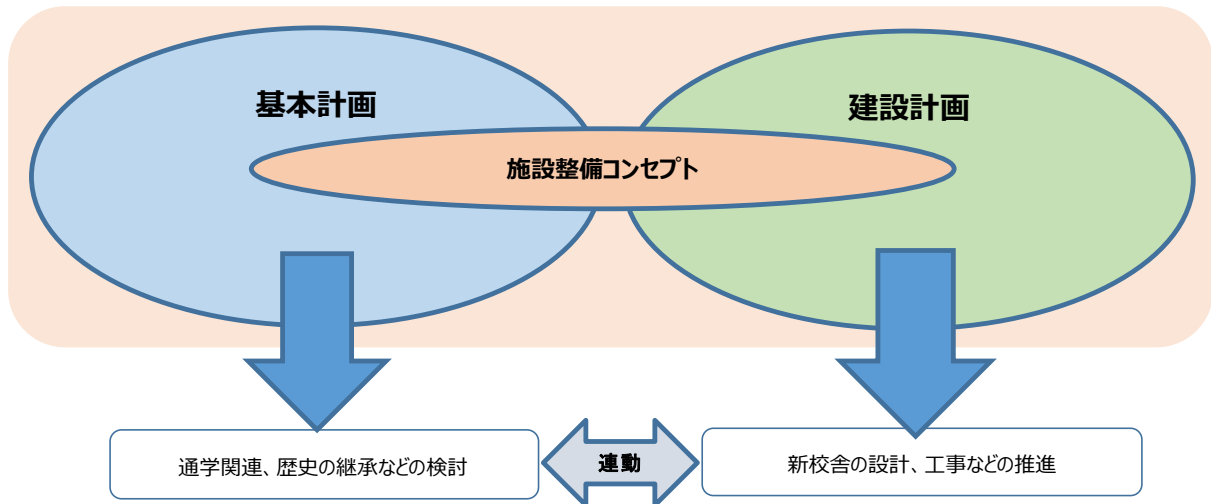


表3-1-1 建設計画の構成

第1章 建設基本計画について（建設基本計画や新たな学校づくりの概要、上位計画など）
第2章 学校建設地の現状（学校建設地の敷地、周辺環境など）
第3章 施設計画の基本的な考え方
3-1 施設整備コンセプト
3-2 施設構成と規模（建設する諸室の構成、規模など）
3-3 施設に関する諸計画（配置、平面、立面、断面、構造、設備、外構、仕上、昇降機設備、環境配慮、防犯・安全・防災、施設管理、長寿命化）

(3) 仮校舎について

運動スペースが狭くなることなど、仮校舎の期間に児童が受ける様々な制約を最小限にとどめられるよう、検討会での意見などを踏まえ必要な検討を行います。

(4) 新校舎建設スケジュールと仮校舎建設・使用時期

項目/年度	2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)
新校舎建設スケジュール	基本・実施設計			新校舎建設 (鶴二小校舎解体含む)			維持管理
仮校舎建設・使用時期			仮校舎建設	仮校舎使用			

2 通学関連

担当：学校教育部学務課・指導課

通学については、現行の考え方や制度、検討会における議論を踏まえ、徒歩で通学することを基本とし、新たに通学路になると想定される箇所を中心に、通学路の安全対策を実施します。また、これまでより通学区域が広くなり、通学時間が長くなる（学校まで遠くなる）地域があることから、児童の通学の負担を軽減できるような施策についても検討し、実施します。

(1) 通学の安全対策

通学の安全対策については、統合後の通学区域においても既に安全対策を実施している既存の通学路を活用するとともに、「町田市通学路交通安全ガイドライン⁴」に基づき、既存通学路の安全点検⁵を継続して実施します。また、既存の通学路の接続部分を中心として新たに通学路に設定される箇所については、必要な安全対策を検討し実施します。

併せて、東京都が策定している安全教育プログラムに基づき、各小学校において学年にあわせて実施している安全教育を引き続き実施するとともに、学校統合に向けて必要な安全教育を行います。

そのほか、ソフト・ハードの両面から必要となる安全対策を検討、実施します。

① 取組内容

ア 既存通学路の安全点検の継続実施

- 学校、PTA、警察、道路管理者と行う既存通学路安全点検の実施

イ 新たに通学路に設定される箇所の安全対策の実施

- 警察、道路管理者への安全対策の要望
- 学校、警察、道路管理者と行う通学路候補箇所の安全点検を、既存通学路の点検に前倒して実施
- 通学路候補箇所の安全点検に基づく対策内容の決定、実施
- 安全対策の効果検証

ウ 児童への安全教育の実施

- 登下校時に遭遇する犯罪や危険などに関する生活安全における指導の実施
- 道路における様々な危険や交通法規についての理解などに関する交通安全における指導の実施
- 学校統合及び新校舎使用開始までに、通学先が変更になることを踏まえた生活安全及び交通安全に関する指導の実施

エ その他の安全対策の検討、実施

- 通学路の見守り活動の好事例の収集・整理・共有
- その他、必要な安全対策をソフト・ハードの両面から検討



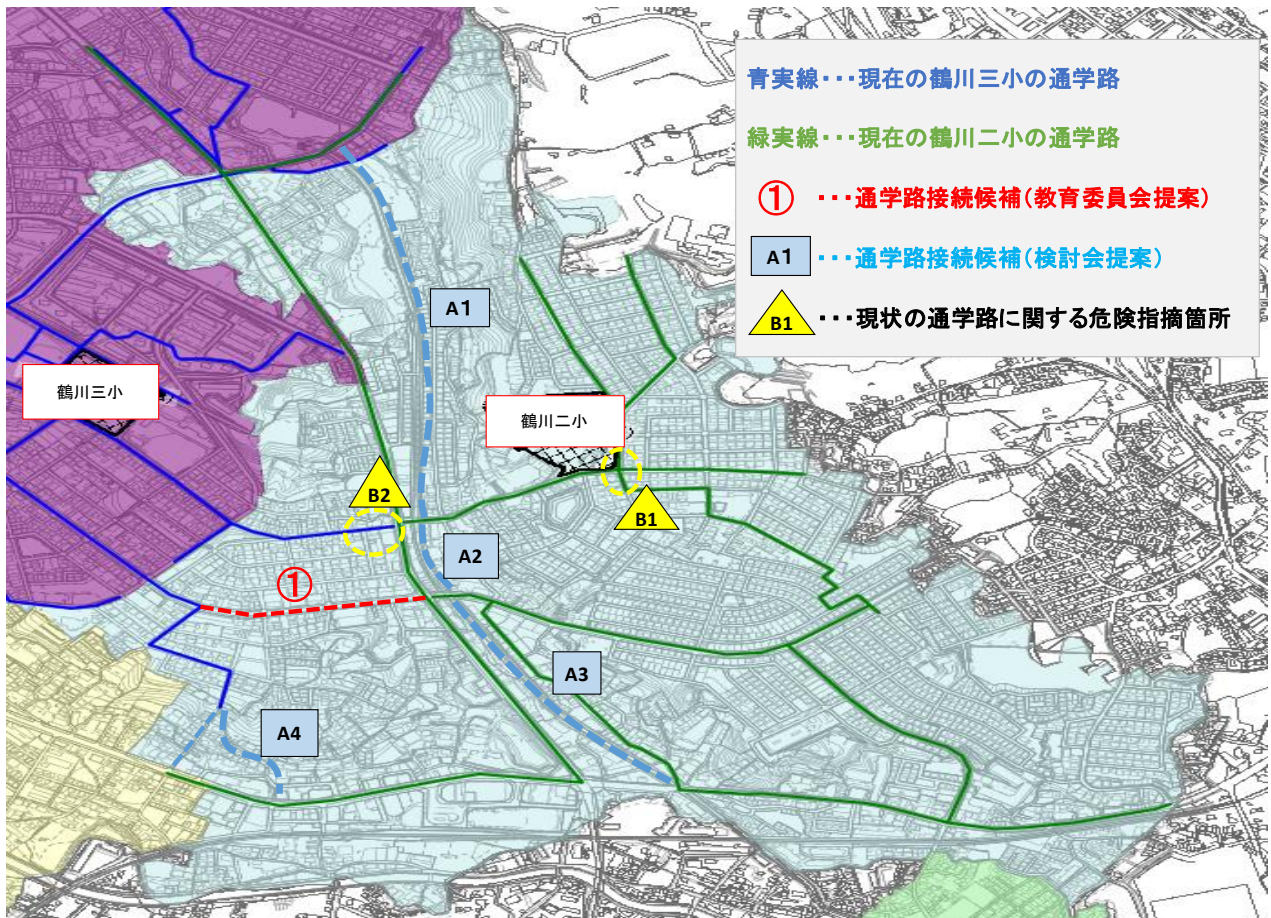
⁴ 町田市通学路交通安全ガイドラインとは、教育委員会が学校、保護者、道路管理者、交通管理者等の関係機関と連携を図り、児童が安全に通学できるよう通学路の交通安全確保の取組を推進していくために作成したガイドライン。

⁵ 通学路安全点検とは、学校長が指定した通学路のうち、学校・PTA等の保護者から提出される危険箇所改善要望書をもとに、関係機関とともに合同で現地調査を行い、通学路の現状（登下校時の交通量や人の流れ等）を確認するとともに、対策案を検討・決定する取組。市内小学校42校を2つのブロックに分け、それぞれ隔年で実施。

② 取組スケジュール

項目/年度		2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)		
既存通学路 安全点検	鶴川第二 小学校	効果の 検証	点検・安全 対策実施	効果の 検証	統合校での 安全対策実 施・効果の検 証	安全点検・安全対策実施・ 効果の検証				
	鶴川第三 小学校	効果の 検証	点検・安全 対策実施	効果の 検証						
新たに通学路に 設定される箇所の安全対策		安全点検・対策 内容決定	安全対策実施・進捗 確認	対策効果の 検証						
安全教育の実施		教育課程上の安全教育の検討			安全教育の実施				新たな学校 での安全教 育の実施	
その他の安全対策		対策内容検討・決定								
		決定した内容から順次対策実施								

図 3-2-1 既存通学路・新たな通学路候補箇所



(2) 通学負担の軽減

統合後の通学区域においても徒歩での通学を基本としますが、これまでより通学区域が広がることで通学時間が長くなる（学校まで遠くなる）児童の通学の負担を軽減する必要があります。そのため、通学区域再編の過渡期において、何度も通学先が変更になるなど負担の多い児童と、通学が長距離となる児童の通学の負担を軽くできるように通学先を選べるようにすることや、路線バスを安心して通学に利用できるようにすることなどの施策を検討、実施します。

① 負担軽減策としての通学手段の検討結果

教育委員会では、通学の負担軽減策の検討・実施にあたり、これまでの通学の考え方や現行の通学費補助制度などを踏まえ、表3-2-1の基本的な考え方にに基づき、公共交通機関の利用や新しい通学手段導入の必要性について表3-2-2の項目を調査確認しました。

その結果、鶴川東地区においては、公共交通機関である路線バスが通学に利用できることを確認したため、スクールバス等の新しい通学手段の導入検討は行わないこととし、「路線バスを利用して安心して通学できるようにすること」を、通学の負担軽減策の1つとして、検討・実施します。

② 取組内容

ア 通学先を選べるようにする

- 学区外通学制度の内容決定、運用方法の検討、運用
- 学区外通学制度の周知

イ 様々な視点から負担軽減策を検討する

- 通学時の荷物を軽くすることや、通学を見守る仕組みづくりなど、児童の通学の負担を軽くするための具体的な内容の検討、実施

ウ 路線バスを利用して安心して通学できるようにする

- バスの乗り方教室や安全教室などの実施
- 児童が利用することを前提とした対応策について、バス事業者と相談しながら内容を検討、実施する
- 学校で必要となる対応の検討、実施

③ 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)
通学先を選べるようにする		制度周知	申請受付 決定通知		制度周知	申請受付 決定通知	
様々な視点から負担軽減策を検討する	具体策の検討			具体策の検討			軽減策実施
		関係機関調整		軽減策実施	関係機関調整		
路線バスを利用して安心して通学できるようにする	乗り方教室等の検討		乗り方教室等の実施		乗り方教室等の検討	乗り方教室等の実施	
	学校での対応の検討				学校での対応の検討		
	バス事業者調整						

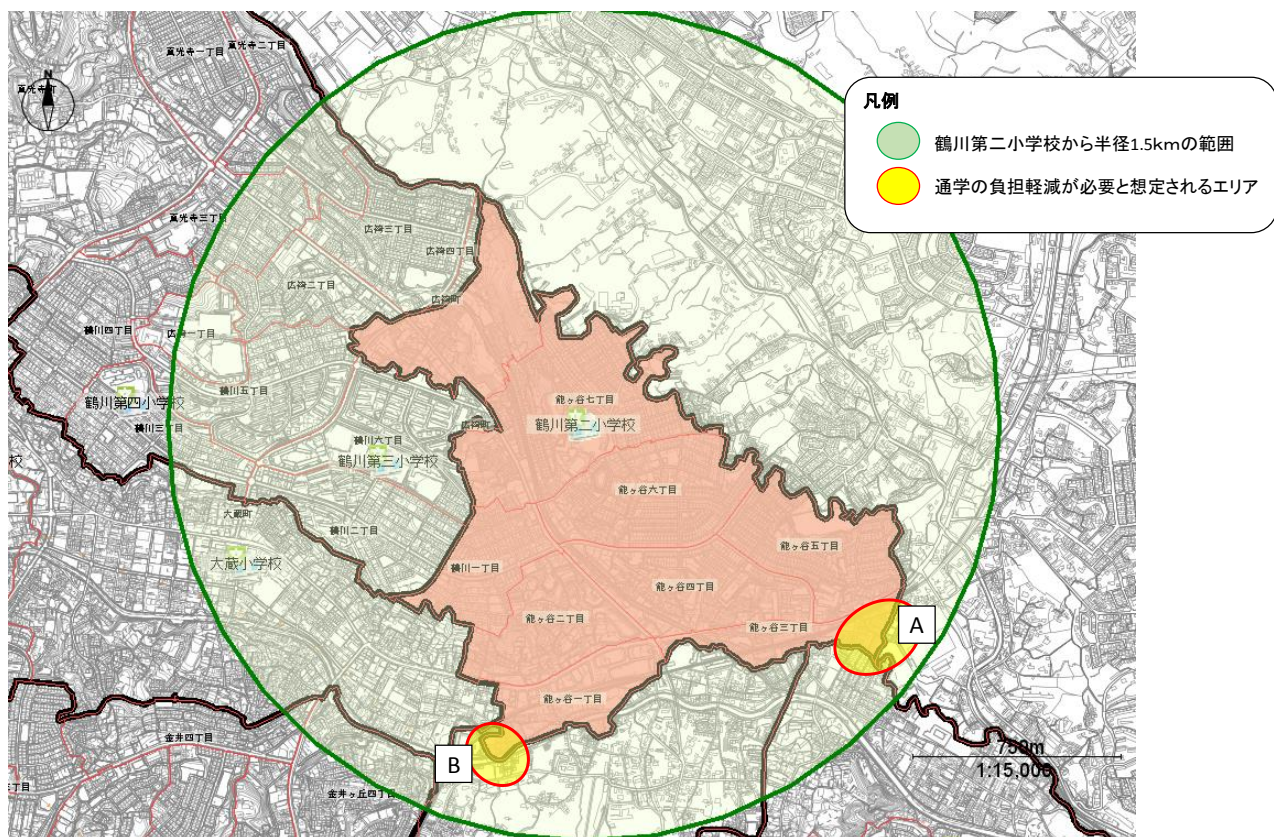
表 3-2-1 通学手段検討の基本的な考え方⁶

ア	学校まで徒歩 30 分程度で通学が難しい地域を検討、施策実施の対象とする。
イ	対象地域における公共交通機関の状況調査を行い、公共交通機関が通学に利用できるかどうか確認する。
ウ	公共交通機関の状況調査の結果、公共交通機関を通学に利用できる場合は、公共交通機関を安心して通学に利用できるようにするための具体策を検討し、実施する。
エ	公共交通機関の状況調査の結果、公共交通機関を通学に利用することが難しい場合は、利用を可能にするための対応策を検討する。
オ	エの結果でも公共交通機関を通学に利用することが難しい場合は、対象地域の状況を踏まえて公共交通機関以外の配慮方法を検討する。

表 3-2-2 公共交通機関（路線バス）の状況調査・確認項目と確認結果

状況調査・確認項目	確認の視点	確認結果
1 通学時間	児童の居住地から学校まで、路線バスを利用して概ね30分程度で通学が可能かどうか	通学可能
2 路線バスの運行量	利用が想定される路線が、登下校の時間帯に極端に運行量の少ない路線でないかどうか	利用可能
3 路線バスの混雑状況	児童が通学に利用できる混雑状況かどうか	利用可能
4 学校近くのバス待ち環境	学校近くのバス停に児童が安全にバスを待てる環境があるかどうか	環境がある

図 3-2-2 2026 年度（現在の鶴川第二小学校の位置に通学）の検討実施対象エリア



⁶ 通学方法の検討のために使用する通学時間や通学距離、公共交通機関の利用状況等の数値は、推進計画における「基本計画検討着手目標年度」に教育委員会が実施する調査により把握したものです。

図 3-2-3 路線バスを利用した通学例（2026 年度）

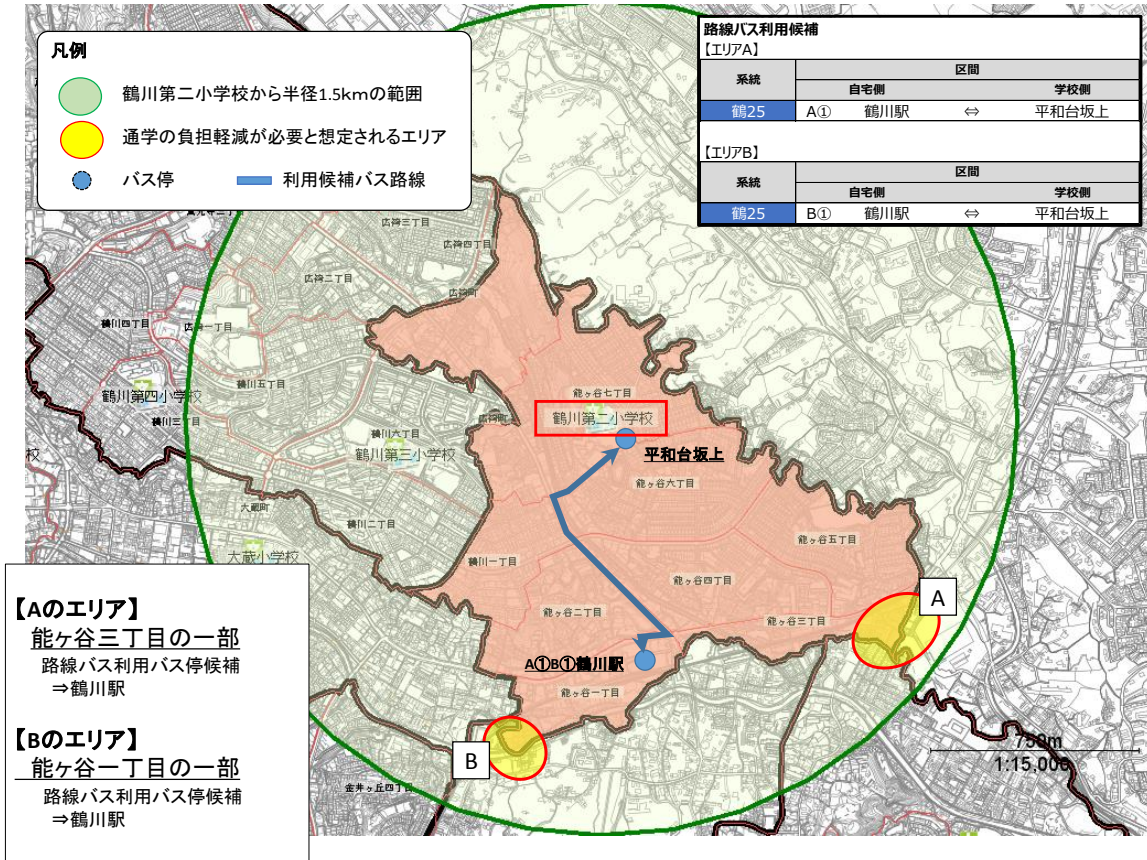


表 3-2-3 路線バス状況調査結果（2026 年度）⁷

時点	学校の位置	利用想定区間		①通学時間		②路線バス運行量		③路線バスの混雑状況			④バス待ち環境		
		路線		【往路/復路】(分)		運行間隔(分)		1便あたりの乗車率 (%)			学校近くの停留所		
		エリア	利用区間	バス利用	徒歩のみ	往路	復路	往路	復路		往路	復路	
2026年度以降	現在の鶴川第二小学校	A・B	鶴川駅⇄平和台板上	16/18	27/25	15	20~60	14.6	7.5	10.1 (15時台)		歩道有	歩道有



⁷ 路線バスに関する数値は、2022年7月現在のダイヤで、以下の内容を調査・確認しました。

- ・往路：8時10分までに学校に到着可能な、7時台の運行間隔・時間帯平均乗車率。
- ・復路：13時～19時台の運行間隔・時間帯の時間帯平均乗車率、及び乗車率が最大となる時間帯の平均乗車率。

3 学校統合における児童への配慮

担当：学校教育部指導課・教育センター

学校統合に伴い、他の学校の児童と一緒に授業をしたり、新しい校舎で授業をしたりするなど、これまでの学校生活とは異なる環境となります。そのため、児童の不安や負担を軽減できるよう、また、より良い教育活動が実施できるよう、教育活動や教員の体制、児童が相談できる体制を整えます。

(1) 取組内容

① 児童への配慮を踏まえた教育課程の編成

学校では、教育活動をどのように実施するかをまとめた教育課程⁸を編成しています。

学校統合にあたっては、児童数や施設の状況も異なるため、児童の不安や負担を軽減できるよう、またより良い教育活動が実施できるよう教育課程を編成します。

ア 児童同士の事前交流の実施

事前に児童同士の関係づくりをサポートするため、合同授業・合同行事（例：遠足等）などを実施します。

イ 生活時程や学校生活の決まりごとの調整

登下校時刻などの生活時程や、学校生活上の決まりごとなどが各校で異なることから、児童が戸惑うことなく学校生活を送れるように、事前のすり合わせを行います。

ウ 特色ある教育活動の調整

各校における縦割り活動をはじめとした特色ある教育活動については、これまでとは異なる児童数や施設環境となることから、新たな学校に合った教育活動を実施していくことができるよう検討します。

また、新たな学校において、どのような子どもが育ってほしいかについても検討し、教育目標⁹を定めます。

② 教員人事に関する要望

町田市立学校に在籍する教員は、東京都教育委員会において採用され、配置されています。そのため、町田市教育委員会の教員人事構想をもとに、毎年度、東京都教育委員会に対して、求められる教員の配置について要望を行っています。

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」においては、適正規模・適正配置に関して都道府県教育委員会が行う支援として、児童・生徒が安心して学校に通えるよう、各校に在籍している教員を継続して配置するといった配慮を行うべきと示されています。これを踏まえて、学校統合時における教員の配置について要望を行っていきます。

③ スクール・カウンセラー相談

スクール・カウンセラー¹⁰は現在も相談できる体制を整え、周知も行っています。児童が相談しやすい体制を引き続き継続します。

⁸ 教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。（小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編）

⁹ 教育の目的を実現するために各校が掲げる目標です。自ら進んで学ぶ子、他者を思いやれる子、健康な子などの知・徳・体を踏まえる事例が多くあります。

¹⁰ スクール・カウンセラーは、カウンセリングを通じて、心理的側面からの助言・援助を行い、子ども自身の内面からの回復の支援を行っている心理の専門家です。

(2) 取組スケジュール

項目/年度		2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)	
教育課程編成	ア 児童同士の事前交流	鶴二小・鶴三小の事前交流内容の調整・実施			統合校の教育課程編成	統合校において授業開始			新校舎で授業開始
	イ 生活時程や学校生活の決まりごとの調整	鶴二小・鶴三小の生活時程・学校生活の決まりごとの調整				新校舎使用開始に向けた生活時程・学校生活の決まりごとの調整		新校舎の教育課程編成	
	ウ 特色ある教育活動の調整	鶴二小・鶴三小の教育活動・教育目標の調整				①統合校において教育活動実施 ②新校舎使用開始に向けた教育活動・教育目標の調整			
教員人事に関する要望	鶴二小・鶴三小統合に向けた東京都への人事要望								
相談体制の継続と周知	スクール・カウンセラーとの相談体制の継続・制度周知								

4 学校運営協議会と地域学校協働活動

担当：学校教育部指導課

学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくため、町田市立学校には学校運営協議会¹¹を設置し、ボランティアコーディネーター¹²を配置しています。学校統合後も、これまで鶴川第二小学校・鶴川第三小学校の学校運営協議会で話し合われてきたことや地域学校協働活動¹³の取り組みを引き継ぎながら、学校と地域の連携・協働をさらに深め、より良い活動が実践できるようにします。

(1) 取組内容

① 学校運営協議会の合流

各校のこれまでの取組を引き継ぎながら、学校と地域の連携を深め、より豊かな教育活動を展開するために、各校の学校運営協議会及び教育委員会が学校運営協議会委員の構成や人数について調整を行います。

② ボランティアコーディネーターの配置

地域学校協働活動の推進および継続的な人材確保のため、教育委員会においてボランティアコーディネーターの構成や人数の調整を行います。

③ 学校支援ボランティア等の調整

現在、教育活動に関わっている学校支援ボランティアや地域の方が、引き続き担い手として関われるよう調整を行います。



(2) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)
学校運営協議会の合流	鶴二小・鶴三小の統合に向けた体制及び委員構成の検討・決定		統合校の地域学校協働活動内容の検討	統合校において地域学校協働活動実施		新校舎の地域学校協働活動内容の検討	新校舎において地域学校協働活動実施
ボランティアコーディネーターの配置	2026年度の開校に向けた構成や人数の検討・決定						
学校支援ボランティア等の調整	各校の活動・担い手の整理・調整						

¹¹ 学校運営協議会は、地域と一体となって子どもたちを育む学校を目指し、地域の方・保護者・ボランティアコーディネーター等で構成されています。どのような子どもたちを育てるのか、どのような教育活動・地域学校協働活動を行っていくのかを話し合っています。

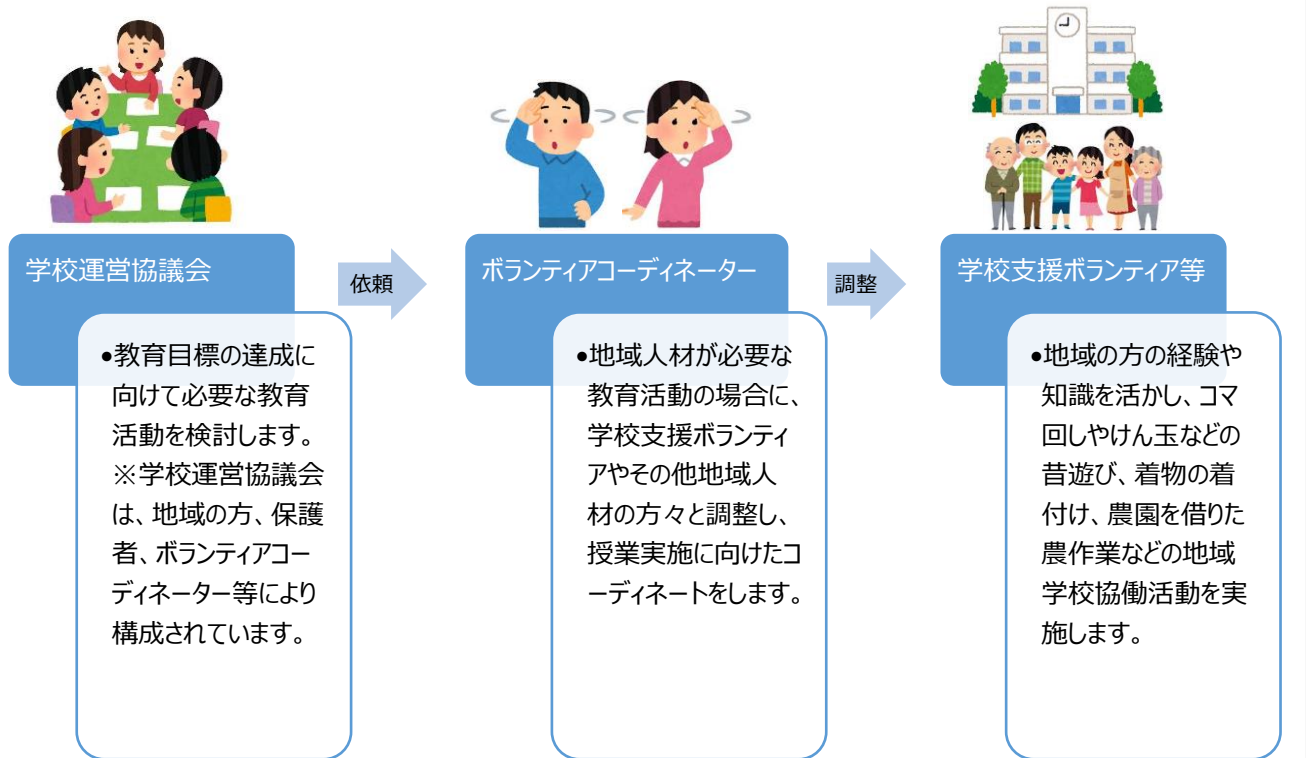
¹² ボランティアコーディネーターは、各校に1名から2名程度配置され、授業中の学習支援から通学路の見回り、花壇の手入れ等、様々な地域の方が関わる「地域学校協働活動」について、学校のニーズに合わせてボランティアの連絡・調整等を行っています。

¹³ 地域学校協働活動は、子どもたちの学びや体験活動を充実するため、地域の方、学生、企業等と学校が協働して実施する活動です。

＜参考＞ 地域学校協働活動の実施イメージ

地域学校協働活動の実施にあたっては、学校運営協議会、ボランティアコーディネーター、学校支援ボランティア等が協力して行っています。それぞれの役割及び地域学校協働活動の流れや事例を紹介します。

■ 地域学校協働活動実施までの流れ



■ 地域学校協働活動事例（まちだの教育 2020年11月22日号）

米作り 田植え

食育「食べられる野菜作り」の学習では5年生が米作りをしています。地域の方や農業専門家の指導を受けて、代掻き、田植えから稲刈り、精米までの全作業に取り組みます。田植えでは「足が抜けなくて焦った」「大変だった、だから楽しかった」など米作りの苦労の一端を体験しました。

苗がたおれないようにするのはむずかしいなあ。

福祉学習 車椅子

町田ボランティアセンターの地域支援スタッフによる車椅子体験学習が行われました。

小さな段差にも気を付けながら押します。

4年生全員が交替で車椅子の乗車体験、介助体験をしました。「車椅子を使っている人がこんなに不自由な生活をしているのを初めて知った」などと気づく体験でした。

5 保護者と教職員による組織（PTA）

担当：生涯学習部生涯学習総務課

鶴川第二小学校・鶴川第三小学校においては、子ども達の健全な育成などを目的に、任意団体として「PTA（保護者と教職員による組織）」（以下「PTA」という。）が設置されています。

学校統合にあたっては、これらの組織も合流することから、2022年度から各校のPTAによる話し合いが行われています。今後も、課題解決に向けた検討を各校のPTA同士で進めていきます。

（1）各校のPTAの主な共通課題

各校のPTA同士による話し合いにおいては、次のとおり、統合に向けた課題の認識を共有しています。

① 鶴川東地区の新たな小学校の活動に向けての主な課題

- ア PTAの体制検討
- イ 活動内容の検討
- ウ 運営費の検討

② 現在の組織の活動等についての主な課題

- ア 損害保険等の契約の整理
- イ 積立金等の整理
- ウ 現在使用している備品等の整理

<参考> 各校のPTAの活動目的

学校名	活動目的
鶴川第二小学校	この会は、児童の幸福をはかることを目的とし、その目的達成のため、保護者と教職員が協力して、次の活動をする。 1.家庭と学校との連携を密にし、児童の成長発達を促進する。 2.児童の教育環境の整備を図る。 3.会員相互の融和親睦を深め、教養を高める。
鶴川第三小学校	この会は、保護者と教職員が共に手を取り合い、教育の振興と児童の健全なる育成を図ることを目的とし、次の活動を行う。 1.教育環境の改善に努める。 2.会員の教養の向上と親睦を図る。 3.その他、目的達成に必要な活動を行う。



6 歴史の継承

担当：学校教育部新たな学校づくり推進課

鶴川第二小学校・鶴川第三小学校には、卒業生が作成した制作物や地域の方から寄贈いただいた様々な物品が多く残っています。また、各校では、特色ある教育活動が実施されているとともに、校庭や体育館などを利用した地域活動・イベントが行われています。

これらの連綿と引き継がれてきたことは、それぞれの小学校が紡いできた大切な歴史であるため、引き続き鶴川東地区の新たな小学校が地域の方や卒業生の方に愛着を持ってもらえるよう、その歴史や想いを継承します。

(1) 取組内容

① 物品の継承

物品については、次の4つの視点から継承内容・方法を検討します。

ア 教育活動への利用の視点

子どもの教育のために利用できるか。

イ 学校施設における面積の視点

学校施設（校庭や校舎など）の面積などから、保存するにあたって教育活動に支障をきたさないか、また、新校舎建設中における一時的な保管場所の確保が可能であるか。

ウ 他施設等による代替の可能性の視点

他施設や他物品等での代替措置が可能であるか。

（例：郷土資料については、展示施設等に行くことで代替が可能かなど。）

エ 費用面の視点

継承の際に必要な移設費用等を確保できるか。

② 教育活動の継承

各校で実施している教育活動については、教育委員会において、鶴川東地区の新たな小学校に合った内容で実施していくことができるよう検討を行い、継承します。

③ 地域活動やイベントの継承

各校の校庭・体育館を利用して開催されている地域活動や地域行事については、鶴川東地区の新たな小学校の施設の整備状況や地域の特色に合わせた内容で開催していただくよう周知します。

(2) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)
物品	以下の内容を推進会で検討・決定 ①設計内容を踏まえて、継承する物品の継承方法決定 ②継承する物品の一時保管先検討 ③継承しない物品の処分手続き			①継承する物品の新校舎への設置準備 ②継承しない物品の処分手続き			新校舎 使用開始
活動	活動内容の継承方法を実施主体において検討・決定						

7 校歌・校章

担当：学校教育部新たな学校づくり推進課

校歌は、作成当時から現在に至るまで、学校生活における様々な場面で歌い継がれており、その歌詞には、子どもの未来や学びに対する願いや期待、地域の情景や特色などが織り込まれています。

また、校章についても、学校や地域の特色をデザインしたシンボルマークとして使われ続けています。

鶴川東地区の新たな小学校の校歌・校章については、各校の校歌・校章に込められた想いや新しい小学校への想いを踏まえ、作成します。

(1) 取組内容

校歌・校章の作成にあたっては、他自治体の事例を参考に、鶴川第二小学校と鶴川第三小学校が統合する2026年度から使用できるよう、具体的な作成スケジュールや作成方法を検討します。

(2) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)
校歌・校章	推進会で作成方法・スケジュール検討・決定		校歌・校章作成	事前交流の一端として校歌・校章を各校で使用	鶴二小・鶴三小統合校で校歌・校章を使用		

<参考> 他自治体における作成方法事例

作成方法	内容
公募	市の広報や学校だよりなどで公募し、選考会などで選定
児童の案	児童の案を元に先生や専門家が作成し、選考会などで選定
地域に縁のある人に依頼	町田市や地域に在住または出身の方に依頼
地域の大学等と連携	地域の大学等と協力して作成
学校の先生による作成	統合する学校同士または統合新設校の音楽や国語、図工の先生などに作成を依頼
専門家に依頼	作詞家や作曲家、デザイナーに依頼